

農用地利用配分計画

(市町名: 近江八幡市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 ファームにしおいそ	滋賀県近江八幡市	安土町西老蘇南出1572-2	田	287	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和7年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 ファームにしおいそ	滋賀県近江八幡市	安土町西老蘇南出1573	田	991	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和7年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	農事組合法人 ファームにしおいそ	滋賀県近江八幡市	安土町西老蘇南出1580	田	793	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和7年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 ファームにしおいそ	滋賀県近江八幡市	安土町西老蘇南出1583	田	793	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和7年12月31日	11,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき